

「19年度夏季手当」(第1回)団体交渉

1. 日 時 2007年5月15日(火)17時05分から17時15分
2. 場 所 東京区政会館17階交渉室
3. 出席者

当局：

小林助役会会長(杉並区)、大山助役会副会長、永木助役(新宿区)、山田助役(北区)、平谷助役(世田谷区)、水島助役(豊島区)、八木原助役(葛飾区)、鎌形副管理者(特人厚)、小林人企部長(特人厚)、中崎人担課長会幹事長(目黒区)、与島人担課長会副幹事長(杉並区)、荒牧調査課長(特人厚)、中田勤労課長(特人厚)

清掃労組：

西川中央執行委員長、北原副委員長、大島書記長、染書記次長、金子財政部長、吉田組織部長、大和田賃金部長、額現業部長、大熊教宣部長、押田中執、坂本中執、山崎中執、横川中執、春名中執、斉藤中執、篠崎中執、箱田中執、野崎中執、洞下中執、南中執、伊本中執、川内谷中執、鈴木中執、岩田中執、篠田中執、渡辺中執

〈清掃労組〉

昨年度は身分切替も行われ、今日、私どもは身も心も特別区の職員として23区清掃事業の安定的な運営と、区民が安心して住み続けることのできる衛生的な生活環境を維持するため、これから迎える真夏の酷暑・猛暑の過酷な作業環境においても、身を粉にして日々職務に邁進する決意であることを申し上げておきます。一生懸命まじめに職務を遂行する職員の努力に報い、職員のモチベーションを維持・高揚させるため、2007年夏季一時金に関し、別紙の通り要求いたします。

(要求書手交)

〈当局〉

それでは私から申し上げます。

只今、皆さんから「2007年度の夏季一時金等に関する要求書」をいただきました。要求の内容につきましては、直ちに各区長に報告し、事務局に

も所要の検討に入らせたいと思います。

さて、直近の月例経済報告によれば、「景気は、生産の一部に弱さがみられるものの、回復している。」とされておりますが、原油価格の動向が内外経済に与える影響等には留意する必要があるとの警戒感も示されております。

また、現在の経済情勢を見ますと、民間企業では徹底した内部努力や事業の見直しを進めた結果、業種や規模により差があるものの、企業収益は改善してきております。

しかし、今春闘の集計結果を見ますと、同業種であっても従来の横並びで一律的な配分の賃上げではなく、業績や経営方針など、個々の企業の実情を踏まえた妥結状況となっていることが伺えます。

一方、総務省は、技能・業務系職員の給与等に関して、民間類似職種と比較した調査結果を4月6日に公表いたしました。

この調査によりますと、例えば清掃職員の給与水準は、地方公務員の方が民間よりも、指定都市平均で5割程度高い結果となっており、私どもといたしましては、地方公務員の給与に対する区民の目は、今後、これまで以上に厳しさを増してくるものと考えております。

このような状況の中で、特別区におきましては、昨年の給与改定交渉で皆様のご協力を賜わり、退職手当制度等について職務・職責をよりの確に反映させるための見直しを行なったところでございますが、さらに見直しが必要な諸課題につきましても、これまでと同様に皆さんと真摯な議論を行って解決を図って参りたいと考えております。

夏季一時金に関する皆さんからの要求につきましては、特別区を取り巻く厳しい情勢をはじめ、国や他団体、民間企業の動向など、諸般の状況を十分に考慮し、慎重に検討した上でお答えしたいと考えております。

最後に、平成18年12月20日に妥結しました統一交渉に係わる時間内組合活動の取扱いにつきましましては、今月中に処理委員会を開催し、6月1日以降の運用の取扱いを説明したいと考えております。併せて、その取扱いに関する労働協約の内容も確認したいと考えております。

私の方からは以上です。

〈清掃労組〉

「19年度給与改定」(第1回)団体交渉で皆さんからは、現業系職員の賃金に関して「強い問題意識を持っている」との主張がされています。今回は、総務省の類似職種等の平均給与月額等の比較調査結果を基に賃金引き下げを図ろうとする姿勢は断じて認められないものです。

総務省は類似職種等の平均給与月額等の比較を「ひとつの参考」と称して公表しましたが、行政系職員に関して人事委員会の行う民間比較とはまったく違うものです。

比較対象とした民間の労働者とは、一般廃棄物処理業や産業廃棄物処理業、その他の廃棄物処理業に従事する労働者です。しかも、「期間を定めずに雇われている労働者」のみならず「1か月を超える期間を定めて雇われている労働者」、さらには「日々または1か月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、4月及び5月にそれぞれ18日以上雇用されている労働者」となっています。また、清掃職員の平均年齢データは全技能労務職員の平均年齢とし、民間の廃棄物処理業従業者のデータは全国平均の値としています。

賃金等については、年齢や職務の違いが大きく影響することはもちろんのこと、労働者の身分上の違いは実態的に非常に大きな影響を及ぼすのが現実です。同一労働同一賃金の原則から、また同一価値労働同一賃金の観点からは問題がありますが、現実には大きな違いがあります。賃金比較を行うのであれば本来これらの違いを精査したうえで行うべきであります。

今回の総務省が公表した賃金比較なるものは、地方公務員とりわけ現業系公務員の賃金を槍玉に上げようとするものでしかありません。到底、認められるものではありません。

最後になりますが、清掃事業の移管は、私どもが要求した訳ではなく特別区が熱望して実現したものです。私どもは、移管前も移管以降も区民生活に混乱が生じないように23区清掃事業が統一的に滞ることなく執行され、区民の衛生的な生活環境を維持するため努力を重ねてまいりました。しかしながら、円滑な事業運営・執行を切望する私どもの要求に耳を傾けることなく、事業執行に係る統一交渉を一方的に破棄するなど、われわれは強い憤りを禁じ得ないところです。

処理委員会に関わる件については分かりました。

〈当局〉

技能・業務系職員の給与水準につきましては、今後、皆さんと精力的に協議を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上